

三勝半七の伝と文芸 その一

沼 波 守

三勝半七の伝の資料の整理と文芸に現れての変遷との跡とを辿ってみようと思ふ。二人の心中の実説といふものの載つてゐるのは

浜松歌国の「南水漫遊」初篇 四の巻

西沢一鳳の「伝奇作書」続篇 中の巻

同 「脚色余録」三篇 上の巻

同 「讃仏乘」二篇 上の巻

松村操の 「実事譚」三篇

などがその重なるものであらう。そして「南水漫遊」の著者浜松歌国は、安永五年（一一七六）生まれで、文政十年（一八二七）二月十九日五十二歳で歿したといはれ、「伝奇作書」等の著者西沢一鳳は享和二年（一八〇二）生まれで、嘉永五年（一八五二）十二月二日五十一歳で死んだ人であり、「実事譚」三編は明治十四年八月一日発行であるから、これ等の書は右に掲げた順に出来たのである。

ところで最も委しいのは、最初の「南水漫遊」で、これに載つてゐる情死当時の口上書の写し五通と、情死の

場にあつたといふ半七の三勝の母と平左衛門とに宛てた書置の写しと一蓮託生の石碑の戒名とを、西沢一鳳は「讚仏乗」に「三勝半七情死口書」と題して載せ「伝奇作書」には右の口上書の大略と、半七の書置とを「三勝半七情死の話」として記載し、つゞいて「簀笠雨談の齟齬」の題で、馬琴の「簀笠雨談」中の「みの屋三勝が古墳並笠屋三勝が弁」を引いて、「皆推量の説にして論ずるに足らず」と罵倒してゐる。馬琴の「簀笠雨談」の記事は「南水漫遊」にも引用されてゐる。「脚色余録」には「大頭起三勝の弁惑」との題で女舞の笠屋三勝の事を記し、

前かた大阪にて浄瑠璃小歌に諷ひし半七に馴染たる三勝といふ者、此株の内なりといへるは大なる誤り也。といつてゐる。これはもしかすると馬琴が「簀笠雨談」に

しかるを歌舞伎狂言には、むかしの笠屋三勝が高名をかりて、笠屋にみのや対もよく、その名もともに三勝いへば、狂言作者のはたらきにてかくは作りなしたるを、といつてゐるのを誤解してか曲解してか、馬琴にあてつけた言かもしれない。

「実事譚」も、「南水漫遊」にある覚書や口上書の一部の写や半七の書置を載せて簡単に記されてゐるに過ぎない。以上のやうな状態であるから、「南水漫遊」の記載によつて考へてみればよいといふ事になる。そこで是等の書の記事の関係は「南水漫遊」の記載によつて「讚仏乗」や「伝奇作書」の記事となり、「伝奇作書」によつて「実事譚」が書かれたともみられるが、必ずしもさうとばかりは定められない。

ところで、「南水漫遊」には十五卷本と二十七卷本とがあり、各々精粗異同が甚しく、「伝奇作書」其他の一

鳳の著書も数氏のもとに分割所蔵されてゐたのを、明治三十九年国書刊行会の「新群書類従」演劇の部に始めて総括されたとの事であるから、こゝでは共に「新群書類従」本に従つてゐる事を最初に断つておく。

さて三勝半七の件は、「南水漫遊」初編四の巻の「三勝半七墓」という条にある。その冒頭に

大和国宇智郡五条赤根屋半七、大阪におゐて心中の節、検使の趣正徳三巳年辻彌五左衛門様控帳に有之候を写取置候也……彌五左衛門様大阪へ御出被成候節、摂州西成郡下難波村御代官所也。

とある。この引用文は原本の儘で、漢字も仮名も改めない。句読は原文にはないので私が仮りにつけたのである。以下引用文の場合は常にこれと同様である。

情死は以下にある「覚」や「口上」の日附に拠ると、元禄八亥年（一七一〇）十二月六日夜から七日曉にかけての事であつたのだから、右の正徳三巳年（一七一一）は、この年までの控帳の記事から写したとの意味であらう。ところで歌國がこれを写したのは、直接にか、間接にか、また何年の事であるかが、一向にわからないが、仮りに二十歳の時に写したとしても、前述のやうに彼は安永五年（一七七六）生まれだから、寛政七年（一七九五）の事になつて、正徳三年（一七一一）から八十二年後となつて、年代が大分経つてゐる。それや百年や二百年経つてゐても、原本から直接写し得られないとは断言されないけれど、何人かが昔写しておいた物からか、又は再写三写したものから写したかもしれないといふ事も考へ得られる。とすれば、西澤一鳳は「南水漫遊」からでなく、さうした物から別に写して「讚佛乘」に載せたとも考へられる。そして「南水漫遊」には、「讚佛乘」等に載つてゐない半七の書置が二通、三勝の書置が一通載つてゐる。これは歌國の写した辻彌五左衛門控の方に

は附いてゐたのか、または別にさうした物があつたのから歌國が写したかと思はれる。馬琴の「簑笠雨談」に、追記として、

予このごろ一奇書を得たり。その略に云ク、元禄八年十一月六日大阪長町みのや平左衛門が娘おさん、和州五条の商人茜屋半七とともに、なんば村の路傍に自殺す。書置二通ありて、上書お三は、殿半七としるしたり。事長けばこゝに贅せず。

とある。この書置といふのは、一つは上書からみて、「南水漫遊」にも「讃佛乘」等にもある平左衛門と連名の宛名のもの、一通は「南水漫遊」にのみある半七の二通の書置の中の一通ぢやないかと思はれる。もしさうだとすれば、三勝関係の写本か板本かが、相当数、それも一種類以上世に流布してゐたらしく思はれる。

さて「南水漫遊」に収録されてゐる下難波村の庄屋甚左衛門や村年寄連名で、辻彌五左衛門の手代関戸条左衛門、渡辺為右衛門宛にさし出した「覚」も、女の死骸はさん(三勝の本名といふ)に相違ないと認めた札の辻町の安右衛門の「指上申口上書」も、半七の宿屋の主人中村屋安右衛門の「口上」も皆年号が元禄八亥年十二月七日となつてゐるのが少々不審である。といふのは元禄八年は四月廿五日に正徳と改元されてゐるから、十二月なら勿論正徳元年とあるべき筈だからである。しかし昔の事だからさうした点は現今のやうに厳格ぢやなかつたらだと思へばそれまでではあるけれども、これが私記ならばとにかく、役人へ差出した届であるだけに妙な気がする。乍併特別の反証がないからは、「南水漫遊」の辻彌五左衛門の控帳の写といふものを信ずるより仕方はあるまいから、それに拠つて記す事にする。

下難波村庄屋甚左衛門、同村年寄源左衛門、同七兵衛、同九郎兵衛連名の「口上」に

- 一、摂州西成郡下難波村領墓所石垣の根柢にて、年比三十四五計の男、年比二十四五計の女咽を切相果居申候処、墓所ひじり並乞食垣外の者難波村庄屋方へ申来候に付、早速右の通御注進申上候処、関戸条左衛門殿、渡辺為右衛門（讚佛乘ニコノ下ニ殿ガアル。ソノ方ガイ、デアラウ）。御出、死骸衣類等御改の上、当中並に近所の者何の覚もあやしき事も無之哉と御吟味被成候へ共、右の義に附少しもあやしき儀無御座候
- 一、右二人の者死骸番人附置候処、上本町八丁目京屋安右衛門、三丁目大和屋八郎右衛門見申候て、右の女は

長町四丁目目のや平左衛門娘に御座候由申候。（以下略）

とある。即ち他殺ぢやないかと吟味をしたが自殺に相違ひないとなり、女の身許が判明したので、前記安右衛門と平左衛門とに見せたところが、さん（三勝の本名）に相違無いと認めたので、三勝の死体は養父美濃屋平左衛門に引取らせた事が、平左衛門の「差上申口上書」でわかる。平左衛門が三勝の養父である事は是等の届書ではわからないが、後に記す三勝の書置から推察される。

右の安右衛門は三勝の姉婿である事は、「上本町八丁目札之辻町安右衛門」と署名した「指上申口上書」に、「拙者女房の妹さんと申す女に紛れ無御座候」とあるのでわかる。同書にこれにつづけて

尤男は存不申候、女の親は長町四丁目美濃屋平左衛門と申候、平左衛門儀は御番所へ罷出候、右女相果候様子は曾て不奉存候

とあるので、男の身許、情死の事情は安右衛門は知らなかつたとみえる、ところが現場にあつた書置から男は半

七だと知れ、なほその宿屋もわかつたとみえて、半七の宿つてゐた中村屋安右衛門から半七の死骸を受取りたいといふ願書が載つている。これらによつて情死した時半七は三十四五歳、三勝は二十四五歳であつた事が知られる。

「覚」と題した下難波村の庄屋等の現場報告に

一、男の疵咽二寸計、腹はぞの上一寸突疵に相見え申候

一、女咽四寸計突疵くり候に（讚佛乗ニ「候様に」トアル方ガイ、）相見え申候

とあるのに拠れば、先づ半七が三勝の咽喉を突いて抉つて殺し、ついで自分の腹を突いたが、一寸計突いたつて死ぬものではないから、咽喉を突いて死んだのであらう。尤これは半七も腹を切つたばかりでは死なれない位の事は知つてゐたが、切腹の型通りにやつたのかも知れない。

「三勝」は芸名か源氏名かで、「さん」といふのが本名であるといふ事は、前に引用した安右衛門や、美濃屋平左衛門の「口上書」に、共に「さん」とあり、半七が現場に残したといふ書置に、「今度三勝私かく相果候事云々」とあり、宛名に

三勝どの

御袋さま

平左衛門様

とあるに拠つての推測である。この宛名の書き方で、三勝に実母があつたらしい事と、文中に

我身もしとりのは、と申（「讚佛乘」ニハ「独りの母」トアル）

とあるので、半七にも母があつたといふ事位がわかる位で、この書置に拠つてあまり多くを知る事は出来ない。「讚佛乘」等にはたゞ「半七」と名のみであるが、「南水漫遊」だけは「勝辺半七」と姓が記されてゐる。これが正しいとすれば、江戸時代の一般風習からみて、半七の家は元來相当な家柄であつたらうと思はれる。前に引いた半七の死に方が、切腹の形式に拠つた事を思ひ合せると、武士の出ではなかつたかとも想像される。

書置の日附は各書各様になつてゐる。即ち

十二月 南水漫遊

十一月 讚佛乘、傳奇作書

十二月六日 実事譚

「讚佛乘」の十一月は誤植かと思ふ人もあるかもしれないが、傳奇作書の分まで同じ誤植をしたとは考へられないし、前に引用した馬琴の「簀笠雨談」の追記にも「十一月六日」とあるから、十一月とした本もあつたのであらう。「実事譚」の「十二月六日」も原拠が明記されてゐないから、著者のさかしらかもしれないし、さうした本もあつたのかもしれない。

さて「南水漫遊」に

大阪宿所中村屋安右衛門方より五条半七母へ送り来り候半七書置の写し

として母親宛のと甲屋隠居さま宛のと二通が載つてゐる。これは例の辻彌五左衛門控帳の写しといふのにある届

書五通の内の、「元禄八亥年十二月七日」附で、「大阪長町一丁目、近江屋庄右衛門かしや中村屋安右衛門」がさしだした「口上」の文中に

宿に書置一通御座候故、大附御番所へ御断申上候処、則右書置大和へ遣し候様被仰附候故差越申候

とあるのに該当するかと思はれる。此処に一通とあるのに、写しが前述のやうに母親へと甲屋隠居へと二通になつてゐるのが訝しいやうであるが。これはどちらかに一方が同封されてゐたからであらう。これらの書置が、何人によつて、どうして写され、それがまた如何にして歌國に筆録される事になつたのか、その辺の事に就いては、何等の記述もないから一切不明である。

この半七が五条の母親に宛てた書置の文中に、

とかく五郎八其外妹衣とをちからとなされ候て、世渡りのいとなみ頼上候、一旦私も身体(身代ノ当字カ)はてまして所へかほだし候も、気のどく千萬にぞんじ候……

何分くゝ萬助様へ申上候間、御きゝ可被下候……

とあり、宛名は

極月

半七

母さま

もとへ

となつてゐて、猶々書きに

小長どのおさがどのおよねどの五郎八殿、母様事よく頼申候

と見えてゐる。前に引用した半七から三勝の母宛の書置に、「独りの母」とあり、この書置にも「母さま」とあつて父の事がないから、半七の父は既になく、当時は母一人であつたと思はれる。「五郎八其外妹衣とを」とある五郎八は半七の弟らしい。猶々書に見えてゐる小長、おさが、およねの三人は、この書き方からみて、半七の姉であらうと思はれる。してみると半七は長男で、小長、おさが、およねといふ三人の姉があり、五郎八といふ弟と衣といふ妹とがある六人兄弟であつたらしい。死んだ時に半七が三十四五歳位だとあるから、三人の姉達も相当な年配でそれ／＼他家に嫁してゐたであらうし、第五郎八も既に妻をもつてゐるべき筈の年配であらうのに、それらしい名の見えてゐないところを見ると、半七が独身であるのへの遠慮か、身代が傾いたが故にか、まだ独身で半七の家に同居してゐたのぢやあるまいか。妹の衣も嫁すべき年齢にはなつてゐる筈ではあるが、五郎八同様な理由で同居してゐたのであらう。これ程の年配の子を持つてゐたとすれば、半七の母はもう七十位の老婆であつたらう。こんな年寄つた母に苦勞をかけるとは、「不孝のうへの不孝ながら」と半七自身も書置に書いてはゐるが、言語道断の不孝者である。

「私も身体はてまして」は、前記のやうに身代を破つたので、恥しくて在所へは顔出しがならないとの意味であらう。半七の父在世までは勝辺姓を名乗つてゐるほど、由緒もあり相当の資財家であつたのが、父の歿後半七が頭の押へ手がないまゝに勝手気儘に振舞つて家財を蕩尽したのであらうが、その大部分の原因が三勝にあつたらしい事が、次に記す三勝の書置きから推察される。ところで半七の家業が何であつたらうかといふ問題がおこ

つてくるが、これは後に考へてみる事にする。「萬助様へ申上候間」の萬助は、次に記す甲屋隠居への書置を読みくらべてみると、甲屋隠居の名らしく思はれる。

次に甲屋隠居宛の書置について検討してみよう。

身体(身代カ)きのどくの身となり候故、かねて御噂申候女房さん、これさいはひと縁をも切候て、しんみ心やすく仕候て、江戸などへも參候はんと存、大阪へ越候て、くれぐれ我身の噂語り候て、最早とまでのいとまごひのよし語りきかせ候へば、さりととはく思ひよらざる事に申、引にひかれぬ恋路に命捨候いければとあるのをみれば、半七は三勝と縁を切り、単身江戸に出て再び身代をも盛返す覚悟であつたのに、三勝の意見にひかれて情死したと解すべきであるが、此の点は後の三勝の書置と対照してみなければなるまい。

わが身かく成果候事、慈母兄弟共なげき候はん間、ふつとあきらめ申様に被成候て、しんしよの儀は前かた申上候通に御座候

この甲屋隠居は、半七の唯一の同情者であり協力者で、半七もこの人一人を頼みとして居たらしい。

かねばは野外にさらし、名は五畿内のうはきものと呼ばるゝ共

死ぬ事は悲しいけれど、情死は外聞と密に誇らしくも思つてゐたらしい気配がある。宝永元年(一七〇四)、元禄十七年三月十三日宝永と改元)版の「心中大鑑」(この書は事実の記録らしい)には二十一件の情死事件を載せてゐる。大道和一氏の「情死の研究」によれば、巻尾の「宝永元甲申年仲夏吉日」とあるほかに第一巻の冒頭に「元禄三年(一六九〇)午春」とある本があるらしいから、大体元禄年間に著者の見聞した情死事件が挙げら

れてゐるわけであるが、二十一件といふのは著名なものだけであらうから、実際に行はれた情死事件数はもつとく多数であつたのであらう。当時情死が可成流行してゐた事が推測される。半七等もその流行を追つたのである。この「心中大鑑」には残念ながら三勝半七事件は載つてゐない。

慈母方はくどくはつたへず候間、くれぐれ是迄の御よしみと、はゞ様兄弟共事偏に頼上候

これで、母に宛てた書置中の萬助が甲屋隠居と同人であらうと考へられる。宛名は

極月六日

勝辺半七

甲屋隠居さま

となつてゐる。「尚々御内室様へもあはれはかなく成まし候と頼上まゐらせ候」との猶々書で、甲屋隠居には妻も健在であつた事が知られるし、年齢も半七の母よりはズツと若かつたのぢやないかと思はれる。

次に三勝の書置であるが、「南水漫遊」に「三勝養父平左衛門へ書置の写し」として載つてゐるだけで、他の書には見えず、出所不明である事は前述の通である。

半七母様成ほど合点に候へども、あの方の一門衆よりかうした事と知らず、是非是非急に半七殿に女房もたせい、持はずは勘当せんと一門みなく申さるよし

半七の母は三勝を嫁にする事を承知してゐるが、半七が資財を蕩尽したのも三勝故だといふので親戚一同は三勝と縁を切らせて嫁を迎へさせようと強硬だといふのであらう。これをみても母親は相当著碌してゐるので、親戚共もその意見を聞入れないのかと思はれるし、三十四五歳まで表向の妻もなく放蕩してゐる半七に強硬な態度

で臨まうとする親戚の考も一応尤もだと思はれる。甲屋隠居は親戚ではないらしい。

未おさなきおつま事、生れ出るより他人の手にかけ、親とも子ともしらせず、又もや他人の手に渡し不便の有様見るならば生かひあらじと存じ

おつまは三勝の生んだ娘らしいが、「又もや他人の手に渡し」は、これだけ読むと三勝の死後の事のやうに思はれるかもしれないが、前からの続きからみると、半七は親の意に逆つても大阪にきて三勝と同棲をするといふ。そこで三勝がさうなつたらおつまを手許へ引取つて育てたいと云つたけれど半七は聞入れない。三勝は半七と同棲はしても、おつまを引取らないで他人の手に育てさせてゐるのでは、「生きかひあらじ」と嘆いたのであらうと思はれる。かうしてみるとおつまは半七との間に出来た子供ではないらしい。半七と馴染む以前に出来た子のやうに思はれる。そしておつまがまだ幼いといふから、三勝が半七と馴染んでからは、まだそれ程年月は経つてゐないやうにも思はれる。とすれば、半七の資産蕩尽も、その原因の全部が三勝のためばかりではなく、商売上の思はく違ひか、又は三勝以前にも他の女狂ひなどがあつて、そんな事からだん／＼資産が傾いてきてゐたところへ三勝との事で一層拍車をかけられたのちやあるまいかとも想像される。もしさうであつたなら死の道伴れに選ばれた三勝はまことに気毒と云はねばなるまい。

死ぬる儀ならばあいさつ切て下されと急て申候共

「急て」は「急度」の誤りであらう。三勝との結婚を親戚一同から強硬に反対されるので二人で情死しようといふのなら、妾とはサツパリと手を切つて、親戚の薦める嫁を貰ひなさい。さうすれば親戚の人達も喜んで助力

もするであらうから、情死するにも及ぶまい。といふ意味であらう。

半七事はとかく縁を切らば、我等男立まじ、出家に成候。左なくばひとり自害せんと御申被成候故、いかに私思ひの有身と云ながら、左様にせつなる心ていをむげになさば、後の世迄も義理しらずといはれん事もはづかしく

三勝には扶養しなければならぬ係累がある。色恋沙汰で生きるの死ぬのと云ふやうな暢気な身の上ではない。だから半七と縁を切つても生きて居たかつた。それが半七との義理でやむなく情死の決心をしたとの意味であらう。前に引用した半七の甲屋隠居宛の書置に、三勝から迫られて死を決したとあるのと全く反対で、どちらが本当か判断に迷ふ次第ではあるが、半七の書置の何となく見得坊で浮薄な感があるのに、三勝のは恥も外聞も捨てて真情を吐露して惻々として人に迫るものがある点からみて、私は三勝の書いてゐるのが本当であらうといふ気がする。

いつぞや半七和歌山より池田へ御遣ひ候事、箇様の事に附ての折からは其方様へも少々の金も用意して池田迄よびに参り候へ共、また高田へも参りそれも不叶、只今迄相のび、さりととは箇様になり果候事も、其方様母様へたいしても不孝なる事、又おさなきおつま事行末としかたかならんと思へばよみぢのさはりと成候へども

少々解しかねる点もある文ではあるが、半七が和歌山や池田や高田へも金策に行つたが思ふやうにならなかつたといふのであらう。「其方様」とあるのは平左衛門、母様は三勝の実母であらう。「おつまこと云々」これを

書く時の三勝の嗚咽の音が聞えるやうである。

御身様事もまさの助をたよりとなされ、何とぞ／＼御身立やうに、只今の御心をひるがへし被成、何とぞ人にあざけられぬやうに御身たて頼上候

御身様は平左衛門であらう。まさの助は後文によると三勝の実弟のやうである。これによると平左衛門には妻もなく、三勝のほかには子もなかつたやうである。そして三勝の膏血を絞つて暮して居たらしい事が、「只今の御心をひるがへし云々」で推せられる。してみると三勝の情死は平左衛門の生活にはこたへたであらう。以来彼が善心にたち返つたかどうか知りたいが、そんな資料は無いらしい。

おつま事とても他人の手にかけるより、母様と御そうだん被成姉様かたへ御あづけ候様に態々（能々ノ誤リデアラウ）願上まゐらせ候

姉様とあるのは、女の死骸は「拙者女房の妹さんと申女に紛れ無御座候」と、「指上申口上書」で記してゐる上本町八丁目札之辻町の安右衛門の妻の事であらう。

平左衛門への書置きは前半で終つて、「扱まさの助へ申候」以下はまさの助への書置である。

おつま事よく／＼頼上まゐらせ候。扱あさましやせめてかやうに成とても、御身様見ぐるしからぬやうにし、おつま事もおとなしう成候をも見てしなば、簡程までは有まじき物をと存候へ共

まさの助はまだ独立の生計も営んでゐないらしい。これでは三勝が死にかねるのは尤もである。

私事は何とぞ命惜くぞんじ、いろく留て見候へ共、半七どのせひにと申され候へば、義理にせまりて命を捨まるらせ候。

これも前記のやうに、半七に迫られての死を裏書きするものである。

八郎右衛門様とも御相談成され、御身の行衛さりとはく頼上まゐらせ候。

この八郎右衛門は、下難波村の庄屋甚左衛門等の「口上」にある、女の死骸を三勝だと認めた上本町三丁目大和屋八郎右衛門の事であらう。この八郎右衛門は、思ふに三勝姉弟にとつては唯一の頼みになる人であつたのであらう。もしかしたらまさの助の主人で、三勝の母とまさの助とは平左衛門の家同居してゐて、まさの助は八郎右衛門の店に通勤してゐたといふやうな事ではないかとも思はれる。かう考へてみると、半七の書置に「三勝どの御袋さま、平左衛門様」と宛名を連名にした事、三勝の書置が平左衛門宛とまさの助宛とを一通に書いておいた事が合点がゆく。

書たき事つきなく候へ共、胸ふさがり筆も手もなへ候て、殊にしのびて書候へば定てわけも見え申まじく候。半七の眼にも触れないやうに書いたとの意味であらうから、それだけに真実を記してをると思はれる。最後には三勝の署名も宛名も無く、

元禄八年極月 日

いつかまたきて見る事もかたからめ

今をかぎりと思ひとゞめん

で終つてゐる。文飾の多い浄瑠璃等の文に較べて、この素朴な書置の方が、遙かに強大な迫力をもつてゐる。今この文を書くためにこの書置を再読して、私は涙の滂沱たるを禁じ得ない。文字の使用法が間違つてゐるようが、文法が破格であらうが、そんな事を越えてこれこそは希代の名文であると私は信じてゐる。志のある方は「南水漫遊」について全文をお読みになる事をお勧めする。さうすれば私の言の偽りでない事がわかりになると思ふ。以上は彼等の書置の写しが真実のものと仮定しての事である。

三勝は女舞の太夫であらうとか、垢磨女であらうとか云はれてゐる。何れにせよ余り学問があらうとも思はない女が、あれを思ひこれを考へ遂に死を決した際に、これほど委曲を尽した文を書き得るであらうか、彼女の冷静驚くべきものがある。乍併この書置の写しといふものは、前述のやうに準拠不明の物である。誰か能文の士が密かに仮作した物ではあるまいかとの疑もあり得る。が明白に仮作と断ずべき資料もないやうであるから、暫く「南水漫遊」の記事を信じて考察をすゝめたのに過ぎない。

以上ながくと記した事によつて僅に半七と三勝との家族、心中の原因が金策不能にあつた事がわつたばかりで、半七の家業、三勝の職業についての考察が残されてゐるが、これは後にして、まづ墓石の事に触れてみたい。寛延三年（一七五〇）に百萬旨原によつて出版された嵐雪の句集「玄峯集」の秋の部に

あかねや美濃やと聞えたる、なき名のながれとゞまる所は、千日寺の蓬生の露ときへかゑりぬ。盆のこのころは夜ごとに群集して、逆縁にとぶらふ人もあまた侍りけり。改名嵐雪月照と石の塔婆に彫入たり。あるまじきことならねど、おりからは思ひかけずおぼえ侍りければ、

夢によく似たる夢哉墓参り

とある。嵐雪がこの石碑を見たのは何時の事かは知らないが、嵐雪は「俳家奇人談」に宝永四年（一七〇七）十月に五十四で歿したとあるから、三勝半七心中後十余年以内の事だとは知り得る。

東武の曲亭馬琴が享和二年（一八〇二）の夏、京阪の地を歴遊して見聞した事どもを輯めて、「簑笠雨談」と題して出版した。その巻之下、「みの屋三勝が古墳並笠屋三勝が弁」の条に

みの屋三勝が墓は、大坂難波新地法善寺金毘羅堂のこなた、茶店のむかひにあり、世俗この寺を千日寺とよべり。七月廿七日この地の友とともに、こゝに遊びて三勝が古墳を見る。石塔には南無阿彌陀佛の名号を彫つけて外に法号なし、予がかねておもひしにたがへば、この外にも彼ものの墓ありやと問ふに、なしといふ。ここで馬琴は前に引いた「玄峯集」の詞書と句を引いて、

かゝれば予が見しは後に作りかへたるもの歟。又別に嵐雪月照と戒名彫入れたる墓あるか、序あらばおたたびたづぬべし。と記してゐる。これに対して「南水漫遊」の著者浜松歌國は

是なんつれぐ草と（にノ誤リカ）いふ八幡山に詣んとて、麓の高良明神の社を拝みて帰りし類ひならん歟。三勝半七の墓は、千日奥の火屋の前東側、西向に十基計りの石塔婆、南より第一にあり。

と記して石塔の図を出してゐる。それによると、正面（西側）に

一蓮 嵐雪月照信士託生
月雪妙霜信女

向つて右側則ち南向に

和州五条新町俗名 あかねや半七

元禄八歳乙亥十二月七日

大阪長町四丁目 みはや三かつ

そして北側に

此面に追善の発句あり

二ばさつのうてなにならぶ袖の雪

死顔の猶うつくしき朝の霜

とあり、台石には正面（西）に

杉山勘左衛門

施主 花井あつま

座本 岩井半四郎

向つて右側則ち南側には

寛政辰四月再建

五代若女形 岩井半四郎

とある。そしてこの石碑について

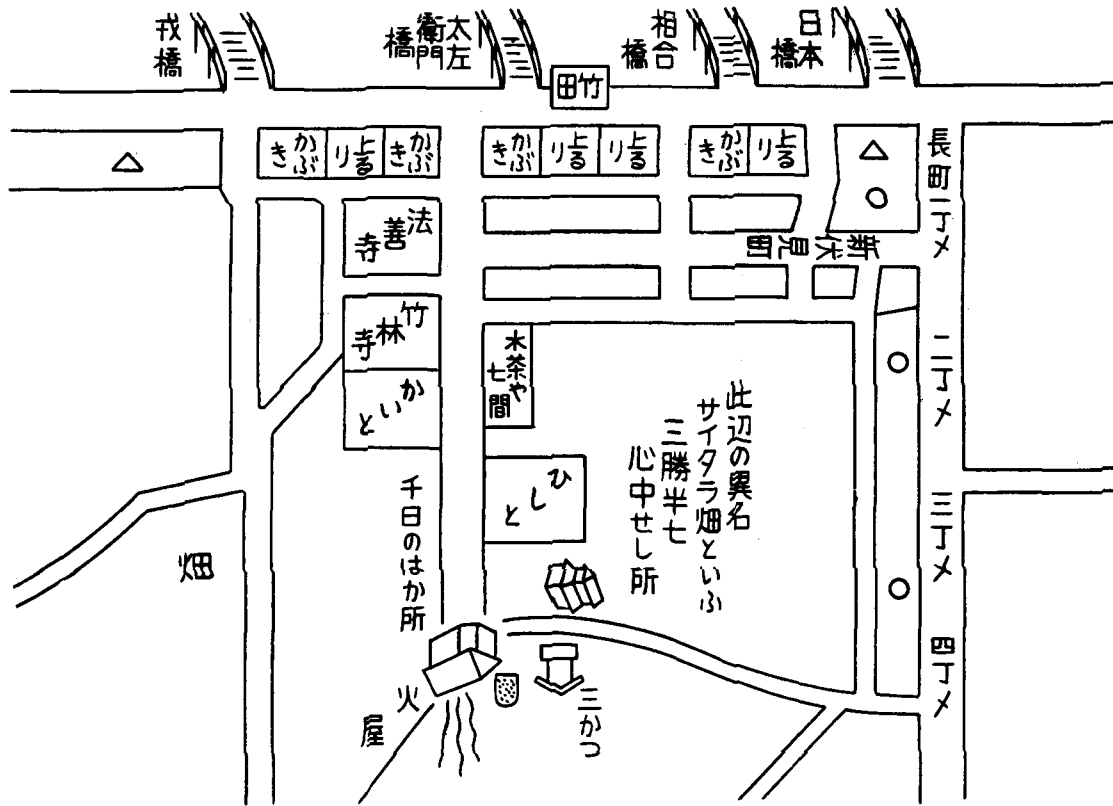
元禄の頃は岩井半四郎、嵐三右衛門両芝居を大阪名代の座元とし、其外大和屋甚兵衛、片岡仁左衛門座繁昌なす。(中略)此岩井座にて右の心中を狂言に仕組て大当りなし、三勝に打扮たる花井あづま、茜屋半七を勤たる杉山勘左衛門など施主となり、追福の為に営みし石碑と見えたり。(中略)台石は寛政八辰年四月江戸住五代目若女形岩井半四郎再建す。これは元禄年中先代の半四郎座元を勤し時に建たる石碑なれば成べし。と説明してゐる。そして享保年間の大坂の地図に三勝の墓が記入されてゐるとして、その図を載せてゐる。その図の概略を左に示さう。

「南水漫遊」では東が上に描いてあるし、法善寺・竹林寺等には建物が、かいと・ひしにも小家が三ツ、千日の墓所にも石碑が三つ描いてあるが略した。三かつの文字は碑の内に、「此辺の異名を云々」は三勝の墓の前の道路に添つた北側に註記されてゐるのを、この図は北を上にしたので位置が誤解されるかもしれない。委しく知りたい方は「南水漫遊」なり享保の大坂地図なりを御覧願ひたい。なほ図中に○や△の印があるのは、浪速叢書」に添附の天保十五年(一八四四)再鑄とある佐古慶三氏所蔵の地図の縮版によると、○は北組△は天満組の支配の印らしい。

西澤一鳳は「傳奇作書」にこの墓について

千日寺の石碑は其比の歌舞伎役者の誰彼直に狂言に取組大当せしゆへ、長町親もとも心易きゆへ其当座に建たるものなり。

と記してゐる。又馬琴が「簞笠雨談」に記した「嵐雪月照」のない墓についての不審に対して、



文化の始比は、道頓堀繁昌の余りにや毎度失火有て、法善寺辺始終焼跡の荒しままにて、東北の小門を入りし所に石塔凡十基ばかり有けり、所謂南無三宝正三が墓、又徳利の形を画、中に平の字書たる墓石の地藏尊など狭き所に並び有し事有（今源氏そばやの居る所にて井筒嘉といへる酒屋の向ひがはなり、今取のけて何国にありや不知）其墓の内古き名前のなきを三勝が石碑といひ、（中略）亦俳優家の建たる百回忌の塔婆も、現に今千日墓所の東、榎の社の後に、一蓮託生の石碑遺れども、手遠なるゆへ、法善寺中人目にたつ所へ建てたるなるべし。

と記してゐる。松村操の「実事譚」には、

大阪千日寺の傍に、半七三勝の石塔あり、何時のころ建てしものにや年号なく、其面に嵐雪月照信士あかねや半七、月雪妙霜信女みのや三勝と彫り、下に「二ほさつのうてなにならぶ袖の雪」「死貌のなほうつくしき朝の霜と俳句二首を彫添へたり。又千日前法善寺にも、三勝半七の石碑ありて、是れには嵐雪月照信士和州宇知郡五条新町赤根屋半七、月雪妙霜信女大阪みのやさん事三勝、元禄八乙亥年十二月六日と彫りつけあり。とある。「南水漫遊」にも、「傳奇作書」にも千日墓所の東に一基とあるのに「実事譚」に場所を異にして二基ありとしたのは、どうした事であらう。明治の頃になつて法善寺傍に別に新たに一基建つたのか、それとも著者松村操の思違ひかであらう。それはそれとして、話は少々脇道にそれるが、「実事譚」には右に引用したやうに、「千日寺の傍に」、「千日前法善寺にも」とあつて、千日寺と法善寺とは二寺のやうに記されてゐる。これについて馬琴の「簑笠雨談」に

みの屋三勝が墓は大阪難波新地法善寺金毘羅堂のこなた、茶店のむかひにあり。世俗この寺を千日寺とよべり。

とある。この馬琴の「簗笠雨談」の記事について、西澤一鳳は「傳奇作書」に

是皆推量の説にして、曲亭子が考は皆齟齬せし事明らけし、始法善寺の一名を千日寺とも呼りとは誤の始にして

と、みのや三勝に昔の名高い笠屋三勝を附会したらうとの馬琴の説に反対してゐる。みのや、笠屋の事は後に譲つて、この一鳳の文に拠ると、法善寺と千日寺とは、「実事譚」にある通り二つの寺だと思はれる。

延宝三年（一六七五）版の一無軒道治の「蘆分船」三巻に千日寺と題した挿絵があり、それによると草葺の堂の内の賽銭箱らしい物に法善寺と記されてゐる。延宝八年開板の一無軒道治の「難波鑑」第四、法善寺墓参と題する章に

抑此法善寺と申せしは、寛永年中のころほひより、千日の念仏をとりたてしより、人こぞりて千日寺といへり。

とあり、「千日寺とうろう事」と題した挿絵があり、「蘆分船」の挿絵と同様賽銭箱に法善寺と記してある。してみると法善寺を俗称千日寺と記して馬琴を誤りといふ事も出来ないやうである。

安永七年（一七七八）版白縁斎梅好の「浪花のながめ」巻之三、「茜屋半七シのや三かつ石塔」の条には、「千日寺にあり」、「腹の石塔」、「六が石塔」の条は共に「千日寺墓所にあり」、「南無三宝正三墓」は「千日法善寺内

にあり」とある。「千日寺」、「千日法善寺」と書別けてゐるところをみれば二寺であつたやうでもあるが、「六が石塔」といふのは、馬琴の「簗笠雨談」の「みの屋三勝が古墳」の条に、

石塔婆（三勝半七ノデアル）の角欠てあり。しれるものの云、瘡疹を患るもの、この石を末にして飲ば治すといふ。又この寺（法善寺ヲサス）の門前にある乞丐女六が墓もしかすれば、酒量すゝむとて、俗子往々かゝる殺風景をなすとなん。

とある「乞丐女六が墓」と同物であらうと考へられるから、墓の在場所が移動しなかつたとすれば、法善寺の門外一帯を千日寺と呼んだのかとも思はれる。なほ安政二年（一八五五）以後の執筆といはれる曉鐘成の「撰津名所図会大成」巻之八、千日寺の条には

道頓堀墓所の口ニあり法善寺といふ浄土宗本尊阿彌陀佛、寺境常に賑わし

と割註して、前記「難波鑑」の文を引用してゐる。かうしてみると、西澤一鳳が、法善寺を世俗千日寺と呼んだと書いた馬琴を誤りだといつた理由を解しかねる。松村操の「実事譚」の方は、たゞ「傳奇作書」に拠つて深くも考へずに書いたままであらう。この法善寺と千日寺とは同一の寺か否かは、「蘆分船」や「難波鑑」の著者一無軒道治が大阪の人でなく、「傳奇作書」の著者西澤一鳳が、元禄享保の頃の浮世草子作者西澤一風の曾孫であり、曾祖父一風以前から大阪土着の出版書肆であつた事から考へて、法善寺の一名が千日寺であるといふのは誤だと断言するには相当確かな根拠がある筈だと考へられるけれど、大阪に不案内の私には残念ながらそれがよく解らない。大方諸賢の御示教を御願ひしたい。

ところでその「撰津名所図会大成」の巻之八、「三勝之墓」の条に、「千日三昧茶毘所の傍にあり」として、「南水漫遊」とほゞ同様の事を記し、馬琴の「簑笠雨談」をも引き、「簑笠雨談」の法善寺の墓について、

按ずるに此法善寺の墓は何人の建たるにや、予も見しが、表に南無阿彌陀佛と勒し、裏に梅はちト五七の桐のとうト雙べ鑄つけ、余に名もなく年号月日も見へず、是は情死の者ゆへはゞかりて名を記さざるか。(中略)夢によく似たる人(夢ノ誤)かな墓まいりと吟じたる石碑は、此千日の三昧なる墓なるべし。嵐雪が詞書に千日寺と書たるは三昧を寺院と思ひて書たるか、又三昧と書んもいまわしく思ひて千日寺と書たるやしるべからず。又法善寺の石碑の紋どころ彼兩人の紋に符合せば是その古墳に違はざれどもいまだ其証つまびらかならず、尚後人の考へをまつのみ。

とある。梅鉢と五七の桐とが三勝と半七の紋であるとは何に拠つて知つたのであらうか。因みに東京の歌舞伎座で出版してゐた雑誌「歌舞伎」第六年第五号(昭和五年五月発行)に「自安寺の三勝半七の墓」として、「岩井半四郎等元禄年間に立てし」と註記した写真が載つてゐる。今年三月中旬自安寺に住職池田麗進師を訪ねてこれを尋ねたところ、自安寺に三勝半七の墓があつたとは聞いた事がない。芦辺劇場の東隣の墓地内にあるのを自安寺と思誤つたのであらうとの事で、其場所へ行つてみた。三勝半七比翼塚と記した建札の文字も薄れ、のつべら棒の石が二つ、共同の台石の上に並んでゐた。折から雨も激しく降つてきたし、尋ねるべき人影もなかつたので、後日を期して早々に退散した。前記歌舞伎誌の写真のは一基であるし、こんななのつべら棒でもない。昔の千日の火屋の在つた場所は、現在芦辺劇場の在る所よりもつと南であつたといふ事であるから、昔の儘の場所で

もない訳である。墓の話が意外に長くなつた先を急がう。

同じ「歌舞伎」誌に、半七自筆といふ豆腐屋の看板の両面を摺つた写真が

此看板の石摺は半七自筆と伝へられ其筆跡は見事のものなり、大和五条にと、ふ屋を営み居り、屋根を赤根屋と称す。同店の軒下に掲げし物にて両面を写せしなり半七の書をよくせし事は、遺書に依つてもあきらかなり、酒屋と云うは浄瑠璃作者が訂正によるものなり（瀬川春江） 山口豊山氏蔵書

と註して載つてをり、「大和五条に現存せる赤根屋」と記した写真も載つてゐる。家の方は角家で二階建土蔵造らしい。同誌に南木芳太郎氏が「半七と三勝の素性」と題した文を書いていられるが、その中に

浜松歌國の「南水漫遊」には子孫が豆腐屋を営んでゐたと書かれてあるが、その時代にはまさか豆腐屋でもなかつたであらうといふのはそれでは大阪との關係が繋がれない。

大和御所ごせから五条のあの辺り一体にかけては由来、柿の名産地として名高い処だ。その他には「あかね染」と称した染地の晒木綿が産出して居つたと伝へられてゐる。今日では俵がないが—まづこの辺の商売と假想するのが穩当であらう。

などである。私はこの説に全面的に賛同する。半七の家が「あかね染」を商つてゐたとすれば、屋号を「あかねや」と云つた事は最も自然であるし、前に引用した三勝の書置の内の、半七が和歌山・池田・高田などへ金策に行つたらしいと解される条も、これらの土地に半七の家のあかね染の取引先があつた為と思はれ、同時に半七の家の取引先は可成りに多方面であつて相当に大きな商人であつたといふ事も想像され、大阪にも勿論取引先はあ

り、その為に半七は度々大阪に来て滞在もしたであらうし、そのうちに三勝と結ばれたかと思はれるからである。豆腐屋の看板が半七自筆であるといふ事が真実であるとすれば、半七が資産を蕩尽したが為に豆腐屋を始めたか、以前から豆腐屋も兼業としてやつてゐたのかもしれないが、前記半七の母親への書置に

とかく五郎八其外妹衣とをちからとなされ候て、世渡りのいとなみ頼上候とあるのは豆腐屋で何とか生計をたてゝいつてくれといふ意味らしく、つぎの

一旦私も身体（身代）はてまして、所へかほだし候も気のどく千萬にぞんじ候てかくなりはててまるらせ候は、今まで手広くあかね染の商売をやつてゐたのに、斯く僅かな豆腐屋となつてしまつたので恥しくつて故郷へは顔出しも出来ないから自殺するとの意味かと解され、ひどく見得坊な男らしい。それならば独りで自殺するならば兎に角、心中するとはなほ恥曝で見得坊らしくないと思ふ人があるかもしれないが、心中するといふ事に誇さへ感じてゐた当時としては、これも亦一種の見得で、半七の性格に反した行動ではなかつた筈である。三勝が我が子おつまの行末が気がかりで、半七との縁を切つても何とかして生きてゆかうと努めながらも、半七に引摺られて死を決したのは、これ迄相当の金額を半七からあふいでゐたので、今更半七を見捨てゝは薄情者よと人々に謗られるのも堪難く、浮世の義理に迫られての事で、三勝の義理堅い律義な性格である事が親はれる。三勝が湯女であつたか、それとも女舞であつたかといふ問題が残るが、これは実録と伝へる物の内には確実と思はれる資料が見当たらないので、この事件を取扱つた文芸作品に拠つて考察しなければならないので後日に譲ることにした。

—昭和三十三年三月三十日稿—

（本学教授 国文学）